

証券コード：4659

2026年6月2日

株 主 各 位

千葉県千葉市花見川区幕張町三丁目7727番1

株式会社エイジス

代表取締役社長 福田 久也

臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社臨時株主総会において、下記のとおり決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

決 議 事 項

第1号議案

株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、2026年6月23日を効力発生日として、当社株式1,015,984株を1株に併合することと決定いたしました。

この結果、当社の普通株式は株式会社東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなりますので、2026年6月2日から2026年6月18日まで整理銘柄に指定された後、2026年6月19日に上場廃止となる予定です。

第2号議案

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決され、第1号議案の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）の効力が発生することを条件として、2026年6月23日をもってその効力を生じることと決定いたしました。変更の内容は次のとおりであります。

(1)第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社の発行可能株式総数は28株に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第5条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

- (2)第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を有する者は公開買付者及び齋藤昭生氏のみとなり、また、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、会社法第165条第2項の定めに基づく取締役会決議による自己株式取得に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（自己株式の取得）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- (3)第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は7株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数及び単元未満株式に関する定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）、定款第8条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うとともに、定款第9条（株主名簿管理人）、定款第10条（株式取扱規程）を変更するものであります。
- (4)第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者及び齋藤昭生氏のみとなり、株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第11条（基準日）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。なお、当該変更の効力が生じた場合、2026年6月に開催を予定している定時株主総会につきましては、開催時点の株主をもって議決権を行使できる株主として取り扱う予定です。
- (5)第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を有する者は公開買付者及び齋藤昭生氏のみとなり、また、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第14条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

以 上